

# 平成21年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年9月7日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視      2番 宮崎昌宗      3番 峯 新一      4番 三田敏和  
5番 安元慶彦      6番 大山 晃      7番 中 宏      8番 増矢年克  
9番 茂呂孝志      10番 古野啓藏      11番 福島文博      12番 亀頭寿太郎  
13番 坪根秀介      14番 村上正弘

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留・男・ 副町長 奥野勝利  
会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり  
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治  
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸  
教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第3回定例会議事日程（1日目）

平成21年9月7日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 7号 平成20年度の健全化判断比率等の報告について

日程第 5 認定第 1号 平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 6 認定第 2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 8 認定第 4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 9 認定第 5号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第10 認定第 6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳  
入歳出決算認定について

日程第11 認定第 7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第12 認定第 8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第13 認定第 9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第14 認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第15 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（築上東中学校校舎等

耐震補強等改修工事)

- 日程第16 議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第17 議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第51号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第22 議案第52号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更について
- 日程第23 議案第53号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 日程第24 議案第54号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合組合同約の変更について
- 日程第25 議案第55号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について
- 日程第26 発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定の追加について

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席を願います。

ただいまの出席議員は全員です。ただいまから平成21年度第3回上毛町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料として配付しておりますのでごらんください。

---

○議長（村上正弘君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、5番 安元議員、6番 大山議員を指名します。

---

○議長（村上正弘君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。

今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いいたしましたところ、9月4日、運営委員会を開催をしていただき、本定例会の会期を本日から18日までの12日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から18日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から18日までの12日間とすることに決定しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告1件、決算認定10件、条例案1件、予算案3件、その他7件の計22議案と、議員から提出された発議1件を合わせた合計23議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。

お手元に配付の「会期日程表（案）」をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受

け、総括質疑を行います。ただし、報告第7号の受理及び認定第1号、議案第45号並びに市町村合併に伴う一部事務組合等の市町村数の増減に関する議案、議案第51号から議案第55号の計8議案については、本日審議・採決を行い、残りの14議案は後でお諮りをいたし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆さんにお願いいたしますが、本日審議・採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

議員から提出された発議1件については、提出者の趣旨説明を受け質疑を行った後、委員会付託を行わず最終日に討論・採決をしたいと思います。

9月11、12日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、11日に一般質問が全部終了すれば、12日は休会とします。

9月14日を文教・厚生常任委員会、9月15日を総務、産業・建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

9月18日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論・採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4報告第7号、日程第5認定第1号、日程第6認定第2号、日程第7認定第3号、日程第8認定第4号、日程第9認定第5号、日程第10認定第6号、日程第11認定第7号、日程第12認定第8号、日程第13認定第9号、日程第14認定第10号、日程第15議案第45号、日程第16議案第46号、日程第17議案第47号、日程第18議案第48号、日程第19議案第49号、日程第20議案第50号、日程第21議案第51号、日程第22議案第52号、日程第23議案第53号、日程第2

4議案第54号、日程第25議案第55号、以上、22件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鶴田忠良君） 皆さん、おはようございます。

それでは、御説明を申し上げます。

本日ここに平成21年第3回上毛町町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用のところ御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さきの衆議院選挙では自民党が歴史的な惨敗となり、結党以来守ってきた衆議院第1党の座から滑り落ち、壊滅的な危機に陥り、厳しい状況下に置かれることとなります。これからの政治がどの方向に進むのか、道筋が見えにくい状況であります。しかしながら、国民が強く変化を求めた結果の民主党の圧勝であり、これからの政権を担う政党として、国民の負託にこたえて、財政再建、日本経済の立て直しなど、諸課題の解決への取り組みを急ぐことを望むものであります。

さて、本町におきましては、現在経済あるいは失業率の悪化が進む中、国の地域活性化・経済危機対策交付金を財源といたしまして、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施し、経済の底割れを回避するため、迅速かつ円滑に対応するよう努めてまいったところでございます。

地域経済の一刻も早い回復に向け、国の経済緊急対策に呼応し、的確に活用するため、公共工事を初めとして諸事業に迅速に対応しながら地域の課題をこの期に解消してまいりたいと考え、この厳しい状況を乗り越えなければならないと考えておるところでございます。

私は地方自治体のかじ取りを担った責任ある長として、上毛町発展のため町民の目線に立った心のこもった行政運営を心がけてまいりました。これからもさらに中長期的な展望を見据え、夢と誇りが持てるぬくもりのある町、さらに個性と魅力あるまちづくりを目指し、行政改革、産業振興、少子高齢化対策、環境安全対策等各分野において鋭意施策の展開に取り組み、町民との協働による行政運営に全力を傾注してまいる所存であります。

今議会が20年度の決算議会であることにかんがみ、20年度の施策の概要を申し上げます。

まず、行政改革では職員数の削減、行政業務の効率化を図り、コンパクトでも機能

的な行政運営が可能となる組織づくりの取り組みを行いました。少子高齢化対策としては、学童、病後児保育事業の充実、保育料の軽減、3人目の無料化、ひとり暮らしや高齢者への生活支援や見守り体制の構築等、安心して子育てや生活ができるための事業展開を図ってまいりました。また安心・安全の実現を目指し、災害対策の一環として防災ハザードマップを各戸へ配布、大規模災害を想定して孤立するおそれのある山間地域への衛星携帯電話を装備し、連絡手段の確立を図ってまいりました。

産業振興対策といたしましては、雇用創出につながる企業誘致活動、認定農業者や営業組織組合への支援、農業環境保全活動を行い、上毛町の特性を生かした特産物の開発等を手がけ、今後の地域農業、産業の発展につなげるため推進を図ってまいったところであります。

また、上毛町コミュニティ計画に基づき88種のプロジェクトを推進するため、地域づくり活動事業を担う団体支援の取り組みを行い、自主・自立の精神を育成し、町民の皆様とともに共生、協働による元気な活力あるまちづくりを目指しておるところでございます。

さらに「環境の町」宣言をすることにより、次世代に良好な地域環境を引き継ぐことを願って環境保全対策を講じるとともに、国道10号線を中心とした県道、町道、林道等の連絡道路網の確立及び安全で機能的な生活道路とするための町道の拡幅、改良等の工事を実施、東九州自動車道建設の推進並びにスマートインター建設の要望活動を精力的に行い、早期実現を目指し、現在まで努力しているところであります。

次に、教育関係であります。特別支援学級や情報教育の充実を図るとともに、前年度の耐震診断による中学校校舎の耐震改築工事の実施設計に着手、社会教育では総合型地域スポーツクラブを設立し、青少年の健全育成と地域住民の生涯スポーツ推進のための基盤づくりに努めてまいりました。

以上、町政執行の主な施策について報告を申し上げますが、今後とも引き続き自主財源の確保と集中改革プランに基づく事務事業の見直しと徹底した経費の節減を図り、財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

今議会に提出しております案件は、報告1件、認定10件、条例案1件、補正予算3件、その他7件の計22議案であります。

初めに、認定第2号から第10号までにつきましては、地方自治法第233条第1項の規定により会計管理者より決算書が提出されましたので、これを8月7日、監査

委員の審査に付し、その意見を付して議会の認定に付するものであります。

一般会計並びに特別会計とも事業目的に沿った適切な執行を努めてまいりました結果、おおむね堅実な決算を結ぶことができたと考えております。これもひとえに議員各位を初め、町民の皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。今後とも町民生活の安全・安心を最優先に事業の必要性や緊急性を考慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努めてまいる所存であります。

報告第7号 平成20年度の健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率を毎年度決算の提出を受け、速やかに監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告することとされており、本議会に提出し、健全な財政状況であることを報告するものであります。

認定第1号 平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算認定について。築上郡税務事務組合が本年6月30日をもって解散したことに伴い、その会計を精査したことによる決算書を監査委員の意見に付し、今議会の認定に付するものであります。

議案第45号 工事請負変更契約の締結について。これは築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事であります。現在補強改修工事に着手しているところでありますが、この機会に一部改修を追加することが適当であると判断いたし、設計の一部を変更したことにより、工事費と工事期を変更する必要が生じたので、変更契約を締結することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて。この協定は従来の行政の枠組みにとらわれず、圏域を越えた自治体間の連携とそれぞれの役割分担により圏域の諸問題を解決するため一体的な発展に資すること目的により締結を行うものであります。

議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。消防団員数の経過措置期間が10月10日までとなっておるため、現有団員数に読みかえをすることにより、平成25年までの経過措置を設けるための改正条例であります。

議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正額は1億4,011万3,000円であり、歳入歳出予算総額48億3,621万3,000円であります。

歳出の主なものとしたしましては、国の経済対策の一環として地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を展開しておりますが、新たに安心のまちづくり事業として下田井・新谷地区消火栓設置工事並びに水路整備事業を計上、環境対策事業として、住民の方々から要望の高い補助事業であります太陽光発電設置事業並びに浄化槽設置事業の拡大、行政効率化を図るための電子地図情報システム導入費、少子高齢化対策として子育て支援センターを安心して利用してもらえるため床の張りかえ費用を計上、また教育環境整備事業として理科教材備品の充実を図るための経費等、各種公共事業や補助金等の事業を広角的に展開するための経費であります。

また、子育て応援特別手当の制度見直しによる追加交付のための関係経費、農村環境整備事業として2地区へ農道舗装工事等であります。

財源につきましては、主に国県支出金と一般財源として普通交付税、臨時財政対策費を充当いたしております。

議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。補正予算額828万4,000円で、歳入歳出予算総額8億9,069万円であります。

厚生労働省は都道府県に1カ所の市町村を指定し、生活習慣病の一次予防を目的とした個別健康支援プログラムの開発を目的とする国保ヘルスアップモデル事業に取り組んでおり、本町は県の指定によりモデル事業を受託することになりました。そのため、科学的な効果を検証する機関として、産業医科大学へ業務委託をするための関係費を主なものとしたしております。

議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)。補正予算総額124万2,000円で、歳入歳出予算総額683万9,000円となっております。診療所設備の老朽化に伴う修繕並びに新規患者のための医療器具のリース料であります。

議案第51号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組規約の変更についてから、議案第55号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの5議案につきましては、市町村合併により一部事務組合構成団体数の増減により規約を変更する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案の概要を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございます。

慎重に御審議をいただきまして、御決定あるいは御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただきますように協力をお願いいたします。

それでは、提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）私は、議案第47号、経過措置を定めるのが経過規定と。経過規定の立案は法令作成上最も困難であると。こうした観点から見れば、合併後、附則でもって2回も読みかえをすることは、これは無効条文というか、条項文の無効になるのではないかという感じがしますが、その点いかがですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）現在の消防団員さんが防災活動に精力的に御活躍をさせていただいております。整理、退職というものを私のほうが強要するという事はなかなか困難でございますので、恐れ入りますが経過措置という取り扱いで、現有団員の保護をお願いしたいと思っております。年々退職希望者も増加しておりますので、それで緩やかに団員数の調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）先般の6月定例で追加提案として2億4千数百万の国の経済危機の関係が出たわけですが、今回またこういった項目が予算に計上されておりますが、今後この類の交付金、こういうものが本町にどれぐらい来る見込みなのか、こっちが要望すれば、これは県の基金か何かで1回国がやっている分を自治体の要望によって出てきておるのか。新聞によりますと、政権が交代して6割ぐらいがもう既に執行済みだということで、あとのものについてはストップをかけるような、今度の政権がそういうような考えのようですが、今後どのようなことがこの類のもので見込まれるか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）国のほうからは、約2億8,000万ほどの交付金があるということで、一応私のほうは受け付けをしております。その金額に見合った事業展開をしているわけございまして、現在約2億5,000万ほどの予算措置をしております。最終的にはその財源を不足することなく目いっぱい執行したいという考えでございますので、12月に再度調整をさせていただいて、可能であれば別の事業というものをまた議員の皆様方のほうに御説明をして、御承認をしていただくようなことになろうと思います。

町長が先ほども提案理由の中で申しあげましたように、ちょっと先がどのような政策転換をするのかというのが見えておりません。ただ、私どもとしましては、地方自治体に政権じゃなくて国が約束したことなので、これについては見直しということは私は考えられないと思っておりますので、もしこれが最悪変更になるということになれば、地方自治体の運営が相当財政的に混乱すると思っておりますので、町長のまたお考えもあると思いますが、私は個人的にはそういうふうを考えております。この見直しはないというふうを考えております。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）そうしますと、本町には2億8,000万というものの大体内示と  
いいですか、そういうものが来ておるといふふうに解釈しているわけですね。

以上です。

○議長（村上正弘君）ほかありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）議案第46号について5点ほどお伺いいたします。

協定締結後、ビジョンづくりについて町の執行機関と議会はどのような形でこれに  
参画できるのか。

定住自立圏構想の報告書には民間活力を最大限に活用しながらとあります。小児救急医療は患者がいる、いないにもかかわらず、24時間医療スタッフをそろえなければいけないと思います。これには多額の費用がかかります。行政がするのであれば赤字でも運営できますが、民間となれば赤字になると利用者の負担か、または行政がその分を負担するという考えになるとと思いますが、赤字への対応の仕方について、どのようにお考えなのかお尋ねします。

それから、同じく定住自立圏構想研究報告書には、小さな自治体だけではサービス

を完結することはもはや限界がある。単なる地方へのばらまきでない選択と集中の考え方を基本としてとあります。小さな自治体を半人前扱いしているように思えるわけですが、新吉と太平の2村合併で自治能力が強化され、住民サービスの向上、住民負担の軽減が達成される、投資余力もあるとして合併したわけですが、その見通しが失われたということかお尋ねします。

また4点目に、市民病院と別建てで建設する、この小児救急センターの行使、各自自治体の負担割合と医師の報酬はどのように負担されるのか。

それから、中津の市民病院広域医療圏対策研究協議会がありますが、これとの関係ですよね。ここで協議しているのに、なぜ定住自立圏構想に加わる必要があるのか。

それから、あとは先ほど質疑がありました47号の消防団員ですが、先ほどの答弁でも団員数の自然減を考えているようですが、団員数が減ると、今の災害は非常に大きいわけですが、危機管理をどうするのか、この点についての町の考えを伺います。

それから、認定第2号、一般会計歳入歳出決算認定ですが、実質収支は何%なのか、以上、お尋ねします。

○議長（村上正弘君）茂呂議員、これは委員会に付託する予定をしております、総務、産建ですね。それで、一応質問することはもちろんできるんですけど、なるべく総括的な、余り細部にわたっては、質問の仕方を考えてやっていただきたいというふうに思っております。

一応先ほどの5件について回答してください。どうぞ。

○企画情報課長（矢野洋一君）いろいろと多うございましたので、なかなかちょっとこちらのほうも質問の内容を把握できてない部分がありますので、その辺はまた御了承願いたいと思います。

定住自立圏につきましての、協定の実質運営する際のいわゆる町とか議会等の参画がどのように行われていくのかという御質問でよろしいかとは思いますが。今回、協定書の締結の内容が決定しまして、今議会で上げております。その内容につきまして、今議会で審議していただいて、その議決をいただきますと、正式に協定の締結ということになっていくわけでございます。

その後、いわゆるビジョンの策定ということに入っていくわけですが、これが全協の際にも若干説明をさせていただきましたけれども、それが総合計画という実施計画に当たるものだというふうに我々考えておまして、そのビジョンにつま

してはそういった作成委員会の中で策定が行われるということになりまして、当然そのビジョンには予算等がつきものでございます。例えば、小児救急なり今回の勤労者福祉センター等の負担金が伴うものでございますが、そういった負担金、いわゆる個別の市町村とかかわり合いがあるものにつきましては、個別の市町村と協議を進めながら、そのビジョンというものを策定していくということになっております。

議会等の関係ですが、この予算というものがそのビジョンに基づきまして、各市町村で予算を計上するわけですが、その際にそういったビジョンの説明を踏まえた上でその予算について審議をしていただくという形になっておりますので、町のかかわり、それから議会等のかかわりはそういったつながりで今後かかわっていけるということになっております。

また、協定の変更とか廃止の際には当然議会のほうの御可決をいただいて、そういった方向で進むことになっておるということもあわせて御説明を申し上げます。

それから、赤字の対応ということであったかと思えます。小児医療救急がいわゆる赤字となった場合の対応ということでございますが、現在の段階ではそういうことは想定をしておりませんので、議論等、また今後詰めていくものだというふうに考えております。

それから、その次の質問についてよくわからないんですが、今後の見通しというふうに何か御質問があったと思うんですが、その辺をもう一度確認してよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）それは3点目で言ったことなんですが、報告書には小さな市町村だけでサービス完結することはもはや限界があると書かれているんですよ。単に地方へのばらまきでない、選択と集中の考え方を基本としてとあるわけですが、こういう考え方に立つと、大平、新吉で、2村合併で自治能力は強化され、住民サービスの向上、住民負担の軽減が達成される投資余力もあるとって合併したわけですが、この見通しが失われたということなのかというお尋ねです。

○議長（村上正弘君）企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君）私が言うのも何かと思えますけれども、町村合併というものはいわゆる関係市町村が一体化するということで、規模とか面積を拡大して、行政の主体として機能強化、体力の強化を図るものだというふうに考えております。

今回の定住圏構想につきましては、町村間でお互いの持つ機能を生かし合いながら、その住民の生活の機能の強化を図るという目的でございまして、町村合併とは全く別のスタンスで、いわゆる生活の機能の強化ということを主体にこの構想は進めていくものだという事を私自身は考えながら、この事業を今後も進めていきたいというふうに考えております。（「わからんことがあるなら聞いていいよ」と呼ぶ声あり）いいですか。（「聞いて」と呼ぶ声あり）

市民病院の負担割合の関係ですかね。ちょっともう一度御質問をお願いいたします。済みません。

○9番（茂呂孝志君）いいですか。

○議長（村上正弘君）はい。

○9番（茂呂孝志君）中津市民病院と別建てに小児救急センターを建設するという事で、そういう情報があります。それで、医師なんかも派遣するわけですから、各自治体の負担割合についてどうなっているのかお尋ねしたわけです。

○議長（村上正弘君）企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君）中津の小児救急は、もちろん議員おっしゃるとおり別棟でということでございます。建設費につきましては、中津市民病院が負担するという事になっておりまして、実質の運営について各自治体がいわゆる協定に基づいて負担するという事でございます。当面、22年度、23年度の2年間につきましては、いわゆる試行段階ということで、一定の負担率で負担をお願いしますと。それで、その試行段階を踏まえて、24年度から……、ちょっとお待ちください。24年度までが試行段階ということでございます。で、25年度からの本格実施ということで、22年度から24年度までの間は、いわゆる各休日・夜間にそこを利用した患者の数の案分ということで負担をしていく形で協議してまいるということでございます。その3年間を踏まえて、25年度以降は再度協議して、また決定していくということになるかと思っております。

あと、広域医療圏との関係でございますが、これにつきましては健康福祉課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）それでは、私のほうから中津市民病院の広域医療圏対策研究協議会があるがという話でございますけれども、中津市民病院の広域医療圏対策

研究協議会におきましては、平成19年度から中津市民病院を中心とする24万医療圏、この地域の地域課題等を関係者で共有しまして、今後の医療体制の充実に備えるということで、そういった研究協議会が設けられております。地域の医療を守るには一つの自治体で行動していくことには限界がございますので、この中津市民病院を利用される近隣の関係市町村とともに地域の医療を守るという共通認識のもとに問題意識を共有しまして、課題解決に向けて結集していくというような取り組みをしておるわけでございます。

その中で協議がされて、いろんな要望活動等を行っていくというような趣旨で行っております。この定住圏につきましては、これは国の施策としてその後に出てきた関係がございます。たまたま市民病院のその研究対策協議会の中におきましても、こうした小児医療の問題とかも当然課題として上がっていたわけで、当該圏域においてはこの小児医療救急センターというのが一つの大きな課題であるということで、その要望と一致したという形で定住自立圏の中では小児医療を推進するというところでございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）1点目の協定締結後のビジョンづくりなんですが、執行機関が協議に参加するという事なので、協議ですからこれは役員としてだれも行くわけじゃないかもしれません。そうすると、町の決裁権といいますか、そういうのが失われるんじゃないかなと思います。議会も予算を審議していただくと。ですから、ビジョンの具体的な内容については協議しなくて、そこで中津の市長が人選すると思うんですが、そういう学識経験者などでいろいろ御相談されたことについて、それは予算組みもして、それを各自治体に予算計上して、イエスかノーかということになると思いますが、そういう意味ではこの上毛町の議決権の機能というのが失われるということになると思いますが、その点についてどのようなお考えなのか。

はっきり言えば、戦後の議会というのは、地方自治のあり方というのは、執行権者の長、議会の議員、これは住民が直接選挙で選んで、そして執行機関については直接それに対応する議会があるということですが、この地方自治のあり方が崩れますが、この点についてのお考えをお尋ねします。

それからまた、2点目の赤字への対応ですが、現在想定していないというので答弁

をしてないようですが、当然これは救急医療ですから、患者がいよいよというまいと休日・夜間、それについては医療スタッフをそろえていかなければなりません。これは経費になりますが、なぜそういうことを想定しないのか、赤字になることを想定しないのかお尋ねします。

それから、小規模自治体の問題なんですけど、半人前扱いしている問題、すべてのサービスを完結することは難しいということなんですけれど、これも答弁になっていないんですが、2村合併との機能は違うということなんですけれど、合併する前は投資余力もあると言われているわけですよ。しかし報告書では、小さな自治体ではそういうことは、すべてのサービスを完結することは不可能である、限界があるということをおっしゃっていますから、当然ここに町長が当時の合併の問題のときの認識と今の定住自立圏構想の考え方には差異があると思いますが、その点について差異がないと考えているのかどうかお尋ねします。

それから、この負担金の問題については患者の数でということでもわかりました。

それから、研究協議会と定住自立圏構想、これは今の答弁でも要望については一致するわけですよ。ですから、私は研究協議会を平成19年度から立ち上げているわけですから、ここでやっても問題はないと思います。問題は共有しているわけですからね、同じわけですから。それと、ここでどうしても議会を立ち上げる必要があるということになれば、広域議会でもできると思いますが、その点についてのお考えをお尋ねします。

○議長（村上正弘君） 茂呂議員、先ほど私が申しましたように、これは委員会に付託しておりますし、所属している委員もおりますのでね。

それからもう一つ、委員会において委員外委員の道も閉ざされておるわけではありませんし、委員長の許可があればできますし、その辺を考慮して、まだその辺について回答は要りますか。

はい、どうぞ。

○9番（茂呂孝志君） 私は、この問題は委員外ですからね。

○議長（村上正弘君） いや、だから、回答は要りますか。

○9番（茂呂孝志君） だからね、委員外ですからね、これについては重要な問題だから、採決、私の判断に非常に影響するわけですよ。ですから、お尋ねしているわけです。

○議長（村上正弘君） だから、今言ったのは、もう1回、回答は要りますかと。

○9番（茂呂孝志君）簡潔にお願いいたします。

○議長（村上正弘君）それじゃあ、簡潔に。

町長。

○町長（鶴田忠良君）この基本は、御承知のように、上毛町あるいは中津市との関連を考えると、生活圏というのは、皆さん御承知のように一体化しておりますね。その中で一体化する部分がもしあるとするならば、さらに強固なものにしようというのが基本であるということでありまして、その中でとりわけ重要なのが医療制度であると。それから、そういう意味で小児医療に関する部分は、先般皆さん方にお諮りをいたしまして、その分について御決定をいただきました。

それからもう一つは、勤労者センターというのは、実際に中津で機能しておりますし、上毛町のいろんな方々がそこで就職にかかわる資質の向上というものをあそこで勉強しているわけでありまして、そういうものを改めて処理化、あるいは議会の皆さん方に御討議いただいて確立しようというのが趣旨でありますので、その一方で議決ということはどうなのかということでありましてけれども、これは本町の皆さん方の議決権は最大限、私は尊重されるべきであると思っておりますし、上毛町にそれがデメリットであると判断されれば否決するというふうにしていただければ、この定住自立圏の中でその部分について私どもはノーと中津市に申し上げる、こういうことでございます。

それから、小規模自治体を定住圏自立構想は少し配慮してないという御意見がありますが、そういうことはございません。あくまでも対等であるわけでありまして、人口であろうが、面積であろうが、私どもは基本的自治体としての意見を申し上げるし、それが通らなければその事項についての賛同についてはこれを断るということになるわけでありまして、決して上毛町が自立圏に入ったからといってその機能を縮小するとか、あるいは簡単に言えば自治体としての体面を認められないというようなことはあり得ないというふうに考えております。

○9番（茂呂孝志君）議長、私が答弁まだ全部終わる前に三田議員が手を挙げて指名したものですから、私が答弁をまだ全部いただけないうちに私の質疑をしたわけですよ。

○議長（村上正弘君）いや、だから三田議員のは、あなたがほかにはないですかと言ったら返事がなかったから三田議員を一応指名したけど、あなたがやると言ったから指名した。

○9番（茂呂孝志君）だから、私はまだ全部答弁していただかなかったんですよ。まだしていただけてないところがあるんですよ。決算認定についてと……。

○議長（村上正弘君）私が一番最初のいつのところか覚えはないけども、答弁漏れがあるときには私も気をつけておきますと。だから、答弁漏れがあるときにはすぐ発言してくださいとお願いしているでしょう。だから、答弁漏れがあるときにはちゃんと行ってくださいよ。そしたら言いますよ、答弁。

はい、どうぞ。

○9番（茂呂孝志君）ちゃんとチェックしといてくださいよ。47号がありません。ですから、再度言います。団員数は自然減で、自然に減らしていくということでありますので、災害時の危機管理をどうしているのかということをお尋ねしています。

それから、認定2号、一般会計歳入歳出決算認定について、実質収支は何%かということについてお尋ねしています。この点についての答弁漏れがありますので、答弁をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）消防団員の減少による危機管理体制についてという御質問でございますが、私どもといたしましては消防団員の定数を定めております。その定数の団員数で危機管理体制は賄えるというふうに判断しております。

それから、実質収支率ですか、額ですか。（「率」と呼ぶ声あり）率は、4.7%です。

○議長（村上正弘君）茂呂議員、もういいですか。

○9番（茂呂孝志君）はい。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）定住自立圏構想について、二、三お聞きをいたします。

小児科医療ということで、産婦人科がこの地域にないとか少ない状態の中で、こういう医療体制を整えていくことについては非常に大切なことだなというふうに思っていますし、そういう中で、中津市民病院の産婦人科のことはこの中でどのように考えておられるのかということが1点と、基本的なところで、この協定は上毛町にとってメリットがあるということが基本だというふうに思っておりますので、中津市としてどのくらいの提案をしてきて、それが幾つ締結したのかということ。

それともう1点は、都度変更ができるというふうに解釈をしておるわけですが、年度は4月1日から3月31日までということで、これは負担金が生じると思いますが、

町としてメリットがなければ途中で協定を破棄するのかどうか、基本的なところでそのくらいをちょっとお願いします。

○議長（村上正弘君）企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君）小児救急医療に関してのメリットということですか。

○4番（三田敏和君）いえいえ、違います。

いいですか。

○議長（村上正弘君）はい。

○4番（三田敏和君）小児救急医療に関しては非常にメリットがあり、重要なことだと判断しております。その小児救急医療の前提としては、要するに子供が生まれるというか、産婦人科というものが非常に不可欠ではないかなと思っております。この地域に産婦人科というのが豊前市に一つ、中津に一つというように非常に少ない状態にある中で定住というふうに考えていくと、小児科も大事なんですけど、もっとその前の産婦人科。中津は特に高度医療の産婦人科体制を過去とってきました。普通分娩ができにくいところをとってきましたので、そういうことの中でどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたい。

○議長（村上正弘君）企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君）この定住自立圏の協議の中では、あくまで小児医療に関しての協議を進めてまいりました。その中で、産婦人科につきましても非常に急務だというふうに中津市側としては考えておりました。具体的な話を聞いたわけではございませんが、非常にその辺も力を入れていかなければならないというふうに考えておるようでございます。その節にはこの定住自立圏という枠の中にそういったものもひょっとすれば変更という形で上がってくるのかなというふうな思いが現在いたしております。

それから……、「締結したら…」と呼ぶ声あり）締結ですね。項目ですけれども、協定書の中にそれぞれ項目を掲げております。それを御確認いただければおわかりかというふうには考えておりますけれども、今回の救急医療センターの関係。こういうお答えでよろしいですか。それから、先ほど勤労者福祉サービスセンターの関係。なかなか質問の意図がのみ込めなくて申しわけないんですが、だから、協定につきましても今後やっていくということで、現在そういった締結をしている部分というものは項目的にはございません。

○議長（村上正弘君） 三田議員。

○4番（三田敏和君） 私の意図しているところはわからなかったような気がしますが、中津市から幾つの提案があつて、幾つを本町として締結したのですかということをお願いいたします。

○議長（村上正弘君） 企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君） 一応協議しながら項目を絞ってきた関係上、今回の協定に上げている主に6項目の協定について協議をして、今回、その6項目について締結をお願いしたいということで議案として上げておるものでございます。

○議長（村上正弘君） 三田議員。

○4番（三田敏和君） 済みません、上毛町にメリットがあるものを締結するということが、過去というか前回の全協の中でも説明を聞いておつたと私はそういうふうに理解しております。そういう中で絞り込んでいったということは事実ではございますが、当初こういうものとかこういうものということで、今言われたのは6項目でしたかね。6項目以外にはなかったのでしょうかということなんです。これは私どもと中津で締結することであつて、豊前市と中津では違う項目も締結しているということですよ。そういうことであれば、何項目のうちどういうものを締結したのでしょうかということなんです。

○議長（村上正弘君） 企画課長。

○企画情報課長（矢野洋一君） 絞っていったのは事実でございます。絞る段階で、一つは産業振興という部分で、企業誘致が項目として上がってきたわけでございますが、それについてはすぐに取り組めるような内容でないということで、それについてはお互いの中で今回は上げまいということでした経緯がございます。最終的には、現在協定書の中に上がっている項目でまとめたということで御理解をお願いしたいというふうに思っております。

そして、議案書の資料のほうに、ほかの町村の関係、どういう項目で提携が結ばれようとしているのか、議会のほうに提案しているのかという資料をつけておりますので、それをごらんいただきたいというふうに考えております。

○議長（村上正弘君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） これで質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長（村上正弘君） 日程第26、発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定の追加についてを議題とします。提出者に趣旨説明を求めます。

中議員。

○7番（中 宏君） 発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定の追加について、提案理由の説明を行いたいと思います。

町営住宅料の滞納者には、家賃を納める者との公平性の観点から、悪質滞納者に対しては法的処置により滞納整理を行っていく必要性があります。しかし、法的に訴訟手続を行う上で議会の開催を待つて事務処理を行うことにつきましては、効率性が悪いというようなことから、迅速で柔軟な対応ができる町の体制を整えたいというような観点から、滞納整理の効率化を図ることが重要であり、よって今回、町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関することを町長において専決ができる事項として追加指定をするため、地方自治法第180条第1項の規定により議決を求めるものでございます。皆さん方の御了解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（村上正弘君） 中議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 町長が専決処分をしようと思えば、四つの基準に照らせば、それに一つでも当てはまれば私はできると考えています。なぜこの問題を議会の委任による専決処分として取り扱わなければならないのか、迅速な対応ということであれば、当然それは議会を開くいとまがなければ町長は専決処分ができるわけですが、その説明が十分ではないと思うんですが、再度お尋ねします。

○7番（中 宏君） 先ほども申しますように、この町営住宅の料金、また滞納者ということ、またいろいろな問題が起こってきてございます。このことについて議会側としても早急に対応すべきだ、片づけるべきだという意見が常時出ておるわけですが、これにつきまして執行部といたしましても早急に手を打つ、片づけていきたい

ということでございます。それにつきましては、再々議会を招集し、議会の議決を得てやっていくということにつきましては時間がかかるということの中で、執行部のほうからこういう話があったわけでございます、ぜひ専決処分の委任をさせていただきますということがありましたので、我々として提出をするということになったわけでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）今、提案者から、町のほうからそういう依頼があったということですね。だったら提案者自身の考えではないわけですからね、そこはおかしいと思ひますよ。

町長には四つの観点に照らして、議会が成立しないとか、開くいとまがないとか、議決すべき事項を議会がただらとして議決しないとか、こういうのであれば、専決処分として当然私は町長に権限があると思ひます。ですから、何もこういうことをしなくても、別に問題が生じれば議会に相談してやっていけば済むことであつて、議会のいとまがないといつても、基本的には3日前なんですけれど、緊急性があれば議会運営上は前日、翌日の議会も開くことができるわけですからね。当然私は即応体制ができると思ひますが、どうなんですか。

○7番（中 宏君）専決処分ができるということにつきましては、今御質問のとおり4項目ございます。それについて当然のことでございますが、このことについては議会の委任による専決処分ができるということで、自治法の中でも第180条の中には議会権限に属する簡易な事項でその決議により特に指定したものについては、長においてこれを専決処分することができるということでございます、この条項にのっとりまして執行部のほうも早急に片づけたいということの中で、ぜひこれを指定をして、専決処分ができるようにやってもらいたいというようなことがあったということを御理解していただきたいと思ひますし、既に議会の専決処分ができるということにつきまして、議会側として指定をしておりますのは、500万円以下における増減または減額にすることと、もう一つは、福岡県の広域連合の構成する市町村の数の増減及び議員の定数等につきましては長の専決はしていいですよと、それは当然その結果を議会に報告をするという義務があるわけでございますので、そういうこともあるということで、御理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員、いいですか。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 質疑なしと認め、中議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

ありがとうございました。

○7番(中 宏君) ありがとうございました。

---

○議長(村上正弘君) 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(村上正弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、本日受理・審議・採決を行う議案の上程を行います。

---

○議長(村上正弘君) 日程第4、報告第7号 平成20年度の健全化判断比率等の報告についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友岡みどり君) それでは、議案第7号、平成20年度の健全化判断比率等について御報告をさせていただきたいと思っております。

健全化判断比率でございますが、当町におきましては赤字比率等はございません。実質公債費比率でございますが、20年度は14.7%ということで、早期健全化基準が25%でございますので、適切な数字であるということでございます。同じく資金不足比率につきましては、本町につきましては赤字会計がないということで、数字が無記入になっております。

次のページに監査委員の審査した意見書を添付させていただいております。監査委員のほうからも健全な財政を行っているという意見を出していただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

○議長(村上正弘君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（村上正弘君）日程第5、認定第1号 平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（末松克美君）認定第1号 平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出。上毛町長、鶴田忠良。

さきの6月定例会におきまして、この組合解散の議決をいただきました。そして、同年6月30日にこの組合は解散いたしました。

決算書の内容ですが、次のページをごらんいただきたいと思います。歳入合計で30万4,506円、歳出合計はその次のページですが、2万4,252円でございます。差し引き28万254円で、構成団体であります築上町、吉富町及び上毛町の3町に返還することになりました。平成17年の国勢調査の人口を基準に徴収割合でありました平等割20%、人口割80%で配分いたしまして、本町分といたしましては6万9,489円の返還金となります。

事項別明細書を次のページから掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、認定第1号 平成21年度築上郡税務事務組合会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）日程第15、議案第45号 工事請負変更契約の締結について（築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事）を議題とします。議案内容の説明を求めます。  
教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）それでは、議案第45号につきまして説明いたします。

議案第45号 工事請負変更契約の締結についてでございます。

築上東中学校校舎等耐震補強等改修工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議会の議決を求める。

平成21年9月7日提出。上毛町長、鶴田忠良。

築上東中学校校舎等耐震補強工事の契約につきましては、6月議会のほうで議決をいただきまして、工事を進めてきたわけでございますが、町長の提案理由の中にもございましたように設計の一部を変更するというので、今回提案をさせてもらっております。

内容につきましてそこに書いております。変更前の契約金額が1億1,235万。工期につきましては6月19日から11月27日まで。変更後は1億3,335万円。工期につきましては、最終を21年12月18日までということでございます。

理由といたしましては、先ほども申し上げましたように、築上東中学校校舎等の耐震補強等改修工事を実施いたしました結果、設計の一部を変更する必要性が生じたことにより、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料ということで、変更内容等をおつけいたしております。大きく建築工事、機械設備工事ということで明記をさせてもらっておりますが、細かい分につきましてはそこに校舎棟、技術科棟ということで明記しております。

校舎棟につきましては主に外壁改修等でございますが、これが当初予定してなかった分で、そこに書いています東、西、南面の外壁を工事着手したと。状況によりまして今回行うということで、それと、着手いたしまして詳細な現地調査等を改めて行った結果が、笠木等の改修が発生いたしまして、そういう改修を追加でお願いしております。それと技術科棟につきましては、屋根材の変更と床仕上げの変更ということでございます。建築工事が合計で2,044万9,000円ということです。

それから、機械設備につきましては、校舎棟で耐震補強等工事で現地で工事に入りまして、当初確認できてなかった部分がございます。そういう分が発生いたしまして、設備等の追加工事で263万6,000円、合計で2,308万5,000円でございます。請負比率を掛けまして、合計で2,100万円の変更を今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）二、三お尋ねします。

総工事費の約2割に当たる変更、いわゆる工事をすれば幾分の変更は出てくるのは当たり前かと思うけど、2割近いような変更。こうしたことは設計業者の幾分のミスもあるんじゃないかと思うんですが、まずはその点。

うちの契約内容には工期を入れていただいておりますが、工期が1カ月延びて12月18日というと、受験生は受験を目の前に控えておるわけですが、そうしたところの心遣いといいますか、学校側の対応。

それから、下請業者、わかれば名前を言うてください。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）まず、2割近い変更ということではありますが、これは設計業者のミスではないかということですが、これにつきましては設計ミスということではなくて、当初耐震補強ということが主体で設計をお願いをいたしておりました。そして、その中で大規模改修も補助対象に入るということで、学校等と協議をした結果、主に玄関側、校舎の北側になるかと思いますが、そちらのほうの外壁の改修

等を予定していたわけなんです、今回お願いしております東、西、南につきましては特に当初設計の中には組み込まれておりませんでしたので、議員がおっしゃる設計ミスという形ではないというふうに考えております。

それから、工期につきましては、9月から学校のほうが始まっているという状況の中で、なるべく授業等に支障のないような形で工事を進めるということで、視点におきまして1カ月程度の延長をお願いしておりますが、授業等については特に今回の追加工事につきましては若干のにおい等はあるかと思いますが、音等その辺の授業の支障等はないというふうに判断をいたしております。

下請業者でございますが、私のほうで今手元に資料を持っておりませんが、後でということでもよしかったらそういうことでお願いしたいと思います。

○議長（村上正弘君） 亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君） まさか一括下請という方法はとってないと思っておるわけですが、まず確認のためにお尋ねしますが、一括下請は建築業法上の違法になると思うんですが、その点はどうなっておるか。

それから、いろいろな話の内容、私はこのくらいの工事は地元業者というようなことでもって主張してきたわけですが、なかなか下請でやってもあわんというんですよ。公定の最低価格ですか、あれでもって1回して、ほとんどくじで引くんですよ。そして下請に出されて、今度も受け手がなかったんじゃないかという話も多いんですけどね。あわんと。そうした観点から立って、工事は予定どおり進んでおるのかどうか。そして、意図的に云々ということもあるまいけど、もうからんならいろいろな工事あたりを探し出して追加するというような意図的に取り組む業者もおるんですよ。そうしたことで、予定通り進んでいるか、工程どおり進んでいるかどうか。

○議長（村上正弘君） 教務課長。

○教務課長（福本豊彦君） まず最初の下請業者、一括下請をしているかどうかということですが、これにつきましては工事等に応じた分で複数の業者が入っているということで、工事のほうを進めております。

それから、工事の進捗状況、予定どおり進んでいるかということでございますが、業者の努力によりまして、2学期に間に合うように校舎棟につきましては耐震補強工事がすべて完了いたしております。今現在につきましては、ほぼ予定どおり進んでい

るということでございます。

○議長（村上正弘君）福島議員。

○11番（福島文博君）私一般質問に出しておりますから具体的に詳しいことはまたお尋ねしますが、今回この変更の中で機械設備等の中では別としましても、当初の設計した人と今回の設計者が違っておるようだが、その辺の違ったのはどういう意味で変わったのか。同じ1級建築士の資格を持っておるのであれば、当初その設計する段階で、校舎の内外ともに見て、そしてこういうことがふさわしいんだと、こういう設備をしなければ耐震云々にはふさわしくないんだということで十二分に検討した上で設計していると思う。だから、そこら辺の、業者が変わっておるでしょう、設計者が。違うかね。そこちよつとはっきりして。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）今回の工事については設計業者は変わっておりません。（「おらない」と呼ぶ声あり）はい。

○議長（村上正弘君）福島議員。

○11番（福島文博君）それではまたお尋ねしますが、先ほど申しましたように、設計をするときに現地を見て、こういうことで耐震ということになると、私も実は見に行きました。議員各位が見た後で行ったんですが、詳しいことは一般質問でやります。

だから、今回またこの変更にしても、先ほどから話がありますように、大きな金額を使うんだから。私に言わせると、ああいう耐震の何では、私は議員の方から聞いたんだが、震度が6までには対応できる、しかも3年間という何と。今まで、もう私は80何年生きとるんだけど、震度6なんて、ここには地震が入ったことはない。これは天災のことですから、福岡あたりだって、あるいはいろいろあるけれども、だれがどうだとそれは断言できませんけれども、私の見た時点では非常に不満なんだよ、ああいう仕事では。だから、それは一般質問しますけれども。

ただ、言いたいのは、なぜ変更までしなくてはならなかったかというのは、当初設計、これは建設課長にも聞きますがね。6月議会で私は設計書を見たかと言ったら、見てないと言ったでしょう。もう少し本当に現地に即応した姿の設計書を見て、あなた方は設計書も何も見ないでただ設計者がこれこれで1億何ぼだとか言えば、はいはいでもって、国会でももめているように、無駄遣いじゃないかというようなことを言われるようになるかもわからんよ。

だから、私はもう言いませんが、当然当初に上の段にあるところの建設工事云々という、外壁や何らも入っておったはずなんです。途中でもっときれいに塗ったほうがいいねということで思い出してやったのか、しかも金額が大きいからね。こんな変更といったら、あんた、もうびっくりするじゃないの。そこら辺は教育長にまた一般質問でゆっくりお尋ねしますから、もうきょうはこれでやめます。

○議長（村上正弘君）安元議員。

○5番（安元慶彦君）変更の件で、これは条例に基づいた提案でございますからもっともでございますけども、この内容が、私は建築工事の分についてはその時点で見落としとか、あるいははぐっていかなきゃわからなかったようなところがあるかもわかりませんが、その次の機械設備のところ、これは例えば換気設備とか給湯設備とかあるわけですけども、こういったものをやる時に、地場の業者の方々はこういう仕事は私はできると思うんですよ。ですから、今は非常に民間の購買力が落ちていますから、こういう公のところで地場の商店をやっている方々あたりを活用するということの配慮がなかったのかどうか。これは請負比率が0.86何とかとって確かに安いのかもわかりませんが、何かいっこんたくりこの際やってしまえというようなことじゃないかなというふうに私は感じ取れるんですけどね。そういった配慮、そこら辺はどうですか。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）中学校の施設関係につきましては、以前から中学校と協議しながら随時整備を進めてまいりました。今回、変更で計上させていただいている分につきましては、耐震工事、例えば議員も現地のほうを見ていただいたと思いますが、耐震ブレスを入れる際に当初想定してなかった、配管がそこにあるということで設計をしていた分もございます。そういうのがございまして、換気と衛生設備等がですね追加で今回上げさせていただいたということで、あくまで耐震工事に伴う変更でございますので、全く別の分でございますたら議員おっしゃられるように地元業者等にお願いしてということも考えられますが、今回はこういう工事の中での変更ということでございましたので、計上をさせていただいております。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）今の提案理由の説明の中で、改めて調査だとか、確認できなかった部分だとか、非常に提案理由としては我々聞く側からとったら不安になるような要

素があるんですね。今の話の中では確かに要望もあったけども、次回に送った部分を今回したというのであればいいんですけど、非常に大丈夫かなという不安が提案理由の説明にも伺えるんで、本当に大丈夫なんですかということ再度聞きたいんですけど、いかがですか。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）今回追加させていただいた内容について大丈夫かということですね。（「そうです」と呼ぶ声あり）

今回提案した部分についてですが、基本的に外壁等につきましては、実際のところ詳細な調査等が当初もできなかったということだと。当初設計の段階では目視、現地をあたれるところは実際あたったりしております。ただ、ああいう高い建物でございますので、厳密な調査になれば仮設足場等がまた別途必要になりますので、工期的な分とか、この工事につきましては国の補助等をいただいているということの中で、スケジュール的にどうしてもちょっとその点で期間が不十分な部分がありました。現地に入って詳細をやった結果が今回の追加の分とまた新たに環境整備等も踏まえた分で全体の外壁を行うということでございますので、今回追加した部分につきましては、北面の外壁等を行って、大体の老朽化の割合は把握できておりますので、ほぼ同じ割合の分で改修ができるのかなということで予算の計上をさせていただいております。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）工事に入ったら思う以上に老朽化が激しかったということであれば、それはそれでしっかりやっていただかんといかんのですが、当初から改めて調査をしたなんていうような表現をされますと、本当に大丈夫なんですかというふうに言いたいところがあるんで、ぜひその辺については考えていただきたいなというふうに思います。

それと、11月末までかかるわけですが、前回の私委員会か何かで、玄関前の土間というか、庭木が植わっている部分を含めて砂利のところがありますよね。以前からもう穴ぼこで水がたまるというような状態があるんで、それも一緒にやっていただくようなお話を聞いておりましたが、そこまで入っているんでしょうか。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）一応その分につきましても、状況を見ながらやっていきたいというふうには考えております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

大山議員。

○6番（大山 晃君）前回、工事の内容を見せていただきました。あのとき質問はないですかと言われたんですけど、素人ですから何気なしに帰ったんですけども、校舎の長手方向の補強は完全にできていると私は思っております。しかし、幅方向について何も手だてがないんじゃないかという気持ちがあるんです。補強のバチといいますか、それが運動場側と北側に出てないなというのが一つ。それで本当に6の強度にもつのか。縦揺れだけでもつのであればいいと思いますが、横揺れが来たときの強度性はあるのかというのが、決定的なものができているかどうかというのが私は疑問に思うんですが、そこら辺は完璧ですかね。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）校舎の側面のほうの補強はないということの質問だと思いますが、それにつきましては今回の耐震補強工事で東側のほう、給食室の壁は全部やりかえております。そこの部分が耐震診断の結果、ちょっと強度が足りないということで、全部壁をやりかえて、以前よりも厚くしております。それ以外につきましては、耐震診断の結果、補強の必要はないということで、県の建築物の審査委員会のほうでも判断をいただいておりますので、大丈夫だというふうに考えております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）工事の変更内容なんですけど、今の質疑を聞いていて、当初耐震でしていたが、改修工事もするようになったため追加工事となったということなんですけど、このような理解でいいのかどうか。

それから、監督検査の業者名と委託料。

それから、設計変更は当初の設計がちゃんとしていればこんな追加工事にならなかつたと思うんですが、それからまた強度の問題を、今、大山議員の問題で何か強度不足であったから工事をしたとか、当時耐震の調査をどういう形でやっていたのか。

そういうもろもろの問題があるわけなんですけど、再度お尋ねしますが、当初耐震で頼んだのか、それから後で改修するようになったのかということ、そういう答弁だったと思います。それから、監督検査の業者名と委託料をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）当初の設計でございますが、基本的には今回、国の指導もございました中で、耐震補強を主体に行いました。その中で一体的に大規模改修ができるということで、当初の外壁等の改修も行っておりますので、耐震補強だけではなかったということでございます。

それから、監督検査の業者名でございますが、設計を行った西島建築設計事務所でございます。委託料につきましては、済みません、ちょっと資料を持ってないんで、大体200万前後だったというふうに記憶しております。

それから、耐震調査につきましては、平成19年に耐震診断を行いまして、その結果をもとに平成20年、昨年度、実施設計を行ったということであります。耐震診断結果につきましては、先ほど大山議員の御質問の中で答弁したように、審査機関等に審議をいただきまして、この補強で大丈夫ということ御意見をいただいているということでございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）答弁を聞くと、耐震を主体に改修工事も含めて調査したということですね。ですから、改修工事も含んでしたということになると、疑問になるのが屋根材の変更。これは建物で基本中の基本ですよ。屋根をどうすると。これを改めて変更するということは、当時見積もった屋根が悪かったわけですか。これを見ますと、普通であれば、なぜこんな変更することになったのか。いろいろありますけども、それに限ってお聞きします。

それから、機械設備の工事、これは260万円程度なんですけど、排水漏れ、水漏れ、これはわからないという場合もあると思います。説明した理由はそういう可能性も全くなきにしてもあらずで、それは場合によってはそういうこともあり得るかもわかりませんが、空調設備とか換気設備、給湯給水ガス設備、これらの問題については当初からわかっていたはずですよ。なぜこういうことを追加しなければいけないのか、この点お尋ねします。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）屋根材の変更でございますが、これにつきましては設計をする中ではこれで大丈夫だろうということで確認をしておりましたが、学校と協議をする中で、当初予定していた分よりも今回変更で上げさせてもらった堅ハゼ葺きという分でございますが、そのほうが結局部屋の温度が上がりにくいという部分もござい

ますので、そういう部分を踏まえまして変更をさせていただいたということでございます。

それから、設備関係でございますが、これは先ほどもちょっと御答弁をさせていただきました部分があるかと思いますが、耐震ブレスを入れる際に、当初支障にならないだろうということ、また中学校の建築校舎の図面の中で、配管図等で確認できなかった部分もございました。実際工事をやったらそういうのがそこに入っていたということ等細かい部分もございましたので、今回変更で上げさせていただいたということでございます。

○9番（茂呂孝志君）空調とかガスとか給水とかそういうものは当初から入れておけばよかったわけでしょう。このことはわかるでしょう。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）本来でしたら、図面等がしっかりあればよかったんですが、図面等が昭和46年に建設された校舎ですので、こちらの管理上の不備もございましたが、詳細な配管図等がちょっと確認できなかったということで、実際工事をしたらそこに入っていないということで考えて分にそういう配管等があったために変更が生じたということでございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）屋根の問題なんか、当初断熱材は入れないということで、建築工事なんかは天井断熱材変更とありますが、変更とあるんで、断熱材は当初入れておくという計画じゃなかったんですか。これは変更ですから、断熱材の変更でしょう。断熱材の工事を追加するんじゃないくて。当然天井なんかもそういう形で当初からこういうものは、業者はプロですからね、そういうのはわかると思いますよ。

○議長（村上正弘君）はい、どうぞ。

○教務課長（福本豊彦君）これは屋根の仕上げ等の変更に伴いまして、断熱材を変更したということでございます。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）済みません、この東中学校校舎の補強工事につきましては、生徒さんの勉強に支障をきたさないということで、夏休み期間を計画しておりました。それで、当初予算に計上して設計をお願いして工事にかかるということで、相当タイトな期間の中で準備を進めなくちゃいけないということで、設計業者さんに相当無理

をして、実施設計をしたところでございます。

当然そういう厳しい期間の中で設計をいたしましたので、着手した段階でもろもろの手を加えなければいけないところというのが発覚したわけでございます。技術科室につきましては、当初補強するつもりでございましたが、現行の技術科室につきましては、相当老朽化も進んでいるということと、今の面積は必要ないということで、改築のほうに改めさせて、移設して、コンパクトな技術科室を建てかえるようになりましたので、今教務課長が苦しい答弁をしておりましたが、技術科棟につきましては全面的に改築をするということでございますので、ここの資料の書き方がちょっと不手際があったということをおわびをさせていただきますが、そういうところで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上正弘君）はい、最後ね。

○9番（茂呂孝志君）今、技術科室の工事を追加したという理由を述べましたけれど、当初3月議会の予算書を見ると、校舎等耐震補強等改修工事1億3,000万円とあるんですね。消費税が入ってないと思うんですが、消費税を入れると1億3,650万円という金額になりますけれど、今回契約変更で1億3,330万円ということで、予算どおりした額にほぼ匹敵するような金額になっているんですね。予算が余っているからということで疑わざるを得ないんですが、最後になりますが、その点どうなんですか。私は今までの説明を聞いて、それしかとりようがないんですが。非常に設計もずさんのように思いますが、どうなんですか、その点は。

○議長（村上正弘君）教務課長。

○教務課長（福本豊彦君）今回、変更をお願いする分につきましては、現地等十分に精査していきながら、詳細に確認した結果、計上させていただいておりますので、金額的には議員おっしゃるような形になっているかと思いますが、必ずしもそういうことではなく、内容につきましては吟味をした上で変更を上げさせていただいております。

○議長（村上正弘君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は議案45号は反対の立場から討論いたします。

この工事を行う目的に沿ってきちんと設計をしていれば、請負工事の変更は生じるはずがありません。変更内容を見ると、建具改修、耐震壁、はりの部分の補強、屋根材変更など当初から考えられるはずで、また機械設備も給湯給水ガス設備など、当初から入れればよかったことです。予算が余ったから追加したとしか考えられないので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第45号 工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）これから、市町村の合併に伴う一部組合等の加入市町村数の増減並びに規約の変更に関する議案を議題とします。なお、合併に伴う関係議案は同一要件でありますので、一括議題として議案内容に説明を受けた後、質疑を行います。この採決もまとめて行いますので御了承ください。

また、合併に伴う議案について議案名の朗読を省略いたしますので、あわせて了解をお願いいたします。

---

○議長（村上正弘君）日程第21議案第51号、日程第22議案第52号、日程第23議案第53号、日程第24議案第54号、日程第25議案第55号を一括上程します。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは、5議案につきまして一括で御説明させていただきます。

前原市、二丈町、志摩町が22年1月1日に市町村合併するというので、一部事務組合の加入、それから脱退について規約の変更を行うものでございます。

議案第51号につきましては退職手当の共同事務、52号につきましては福岡県町村会館の管理に関する事、それから53号につきましては消防団員の公務災害補償、54号が介護保険事業の運営について、それから55号については後期高齢者医療の運営という事業についての一部事務組合の構成団体の増減に係る規約変更の提案でございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号の5議案について討論を行います。

ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号の議案5件を一括して採決します。

本議案5件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号の議案5件は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（村上正弘君）これから議案の委員会付託を行います。

9月4日議会運営委員会の協議結果を資料として配付をしております。議会運営資料5ページをごらんください。なお、付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

認定第2号（所管分）、認定第7号、認定第8号、議案第46号、議案第47号、議案第48号（所管分）の6件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

認定第2号（所管分）、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第

9号、認定第10号、議案第48号（所管分）、議案第49号、議案第50号の10件は、文教・厚生常任委員会へそれぞれ付託をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。運営資料の7ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定をいただいた日程（案）のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時52分

平成21年9月7日